

## &lt;目的&gt;

- (1) 本校生徒の健全育成をはかる。  
同一種目を過度に行う等による心身の負担・負傷等を防ぐ。  
義務教育における学習や本校の教育活動等

## &lt;対象&gt;

- (1) 本校の部活動にある種目  
軟式野球、サッカー、ソフトボール、陸上競技、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、剣道、柔道、水泳、  
吹奏楽、音楽、美術、科学

## 部活動等の活動時間及び休養日の設定

※部活とクラブ等を同日で行う場合があっても、活動の合計の時間は以下の基準以内であること。

(1) 平日（授業日）	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> <b>2時間以内</b>とする。</li> <li><input type="radio"/> <b>平日週に1日</b>以上の活動休止日を設定。四中では、月曜日。</li> <li><input type="radio"/> 部活動の延長 下記の大会における<b>4週間前の中で、2週間延長</b>できる。            ※ 中体連大会（地区・県・東北・全国大会、地区新人・北ブロック・決勝大会）            全日本吹奏楽コンクール（地区・県・東北・全国）、全日本アンサンブルコンテスト（地区・県・東北・全国）            全国NHK学校音楽コンクール（県・東北・全国）、全国中学校合唱コンクール（県・東北・全国）            声楽アンサンブルコンテスト（県・東北・全国）</li> </ul>
(2) 休日（土・日・祝）	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> <b>3時間以内</b>とする。但し、各種大会や複数チームが参加する練習試合等については延長する場合もある。</li> <li><input type="radio"/> 活動は土曜日に設定し、日曜日は活動しない。但し、どうしても日曜日に活動する場合は、土曜日を活動停止日とする。</li> <li><input type="radio"/> 土・日と連続で活動せざるを得ない場合は、翌週の土・日又は近い週の土・日の<b>連続2日間を活動停止日</b>として、休息日を<b>必ず確保</b>する。</li> </ul>
(3) 祝日を含めた連休	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 3連休になる場合は先の2日間連続で活動してもよい。但し、<b>最終日は必ず活動停止日</b>とし、連続する2日目の振替休息日とする。</li> </ul>
(4) 長期休業中	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> できる限り<b>土・日に休養日</b>を設定することが望ましい。</li> <li><input type="radio"/> 長くとも<b>3時間程度</b>とする。（8時15分から16時45分の間に活動時間を設定する。）</li> <li><input type="radio"/> 閉学日の活動は行わない。</li> </ul>
(5) 活動停止日	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 定期テストの3日前から。</li> <li><input type="radio"/> 本校が指定した期日。</li> <li><input type="radio"/> 気象警報発令時および熱中症警報等の発令があった時。</li> <li><input type="radio"/> 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時、またはその恐れがある時。</li> <li><input type="radio"/> その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合。</li> </ul>

## 部活動では行わない「県外での活動、夜間の活動、休日の活動等」について

- 「酒田市立第四中学校クラブ振興会」に所属し、活動することができる。
- 県外での活動や泊を伴う大会参加については、  
 ①活動承認申請、②参加者名簿、③参加要項、④参加日を含めた約1ヶ月間の活動計画書を**校長に提出し、承認**を得る。  
 「酒田市立第四中学校クラブ振興会」については、別に規約等を定める。